全てのコートジボワール国民が対話及び協議を通じて国民和解及び平和の定着を促進するために持続的な努力を払うことが必要不可欠であることを強調し、この点に関し、アフリカ連合（ＡＵ）及び西アフリカ諸国経済共同体（ＥＣＯＷＡＳ）の支援を歓迎し、

女性、平和及び安全保障に関する決議第千三百二十五号（二千年）、第千八百二十八号（二千八年）、第千八百八十八号（二千九年）及び第千九百八十九号（二千十年）、児童と武力紛争に関する決議第千六百十二号（二千五年）及び第千八百八十二号（二千九年）並びに武力紛争における文民の保護に関する決議第千六百七十四号（二千六年）及び第千八百九十四号（二千九年）を想起し、

コートジボワールにおける全ての人権侵害及びコートジボワールにおける確固とした非難を改めて表明し、女性、児童、国内避難民及び外国人を含む文民に対して行われる全ての暴力並びに他の人権侵害、特に強制失踪、裁判外の殺害、児童の殺傷、強姦及び他の性的暴力を非難し、かかる犯罪行為の実行者は司法手続に付されなければならないことを強調し、

決議第千五百八十四号（二千四年）７の規定に基づき設立された専門家グループがその任務の遂行のために十分な資源の提供を受けることの重要性を強調し、

コートジボワールにおける事態がこの地域において国際の平和及び安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

１　決議第千五百七十二号（二千四年）７から12までの規定、決議第千九百四十六号（二千十年）５の規定及び決議第千九百七十五号（二千十一年）12の規定により課せられた武器に関する措置及び、財政上及び渡航上の措置を二千十二年四月三十日まで延長することを決定し、更に、決議第千六百四十三号（二千五年）６の規定により課せられた全ての国がコートジボワールからの全てのダイヤモンド原石の輸入を防止する措置を二千十二年四月三十日まで延長することを決定する。

２　安全保障理事会が上記１にいう期間の終了時までに、コートジボワール全域における安定化、議会選挙の実施及び決議第千九百三十三号（二千十年）に規定する選挙プロセス及び和平プロセスの重要な段階の履行において達成された進捗状況に照らし、上記１の規定において延長された措置を再検討することを決定し、さらに、上記１にいう期間に、和平プロセスの進捗状況並びに人権侵害及び議会選挙の推移に従い、二千十二年四月三十日よりも前に、制裁制度の全部又は一部の修正、解除又は維持を行い得るとの観点から、二千十一年十月三十一日までに、上記１の規定において延長された措置の中間再検討を実施することを決定する。

３　全ての国連加盟国（特にこの地域の国）に対し、上記１の規定において延長された措置（適切な場合には、必要な規定及び規則を実施することを含む。）を完全に実施することを要請し、また、国際連合コートジボワール活動（ＵＮＯＣＩ）に対し、その能力及び任務の範囲内で十分な支援を提供することを要請し、また、フランス軍に対し、この観点からその展開及び能力の制約の範囲内でＵＮＯＣＩを支援することを更に要請する。

４　全ての不法な武装した戦闘員に対して直ちに武器を放棄するよう要請し、ＵＮＯＣＩに対して、その任務、能力及び展開する地域の範囲内で、コートジボワール政府がこうした武器を回収し貯蔵することへの支援を継続するよう奨励し、さらに、小型武器の拡散及び不正取引に取り組む国民委員会を含むコートジボワール当局に対し、それらの武器が、ＥＣＯＷＡＳ小型武器、弾薬及び関連物資に関する条約に従い、無害化されること又は不法に広まらないことを確保するよう要請する。

５　ＵＮＯＣＩは、武器禁輸の監視の範囲内で、適切な場合には、決議第千五百七十二号（二千四年）７の規定により課される措置に違反してコートジボワールに持ち込まれた武器及びすべての関連物資を回収し、必要に応じ処分する権限を与えられていることを想起する。

６　特に近隣諸国からのコートジボワールにおける傭兵の存在に深い懸念を表明し、コートジボワール及びリベリアの当局に対し、この問題を解決するため両国の行動を調整するよう要請し、さらに、ＵＮＯＣＩと国際連合リベリア・ミッション（ＵＮＭＩＬ）に対し、それぞれの任務、能力及び展開する地域の範囲内で、特に国境を越えた戦闘員の移動及び武器の移転に注意を払いつつ、コートジボワール政府及びリベリア政府が両国の国境を監視することをそれぞれ支援するよう奨励する。

７　決議第千七百三十九号（二千七年）、第千八百八十号（二千九年）、第千九百三十三号（二千十年）及び第千九百六十二号（二千十年）で定められているとおり、コートジボワールの当局が、専門家グループ、ＵＮＯＣＩ及びこれを支援するフランス軍に対し、決議第千五百八十四号（二千五年）２(a)に規定される機材、場所及び設備並びに場所を問わず全ての武装治安部隊の全ての武器、弾薬及び関連物資（上記４に言及する回収に由来するものも含む。）への妨害のないアクセス（適切な場合には通告のないアクセスを含む。）を提供する必要性を改めて表明する。

８　コートジボワール治安部隊に対する車両の提供は、決議第千五百七十二号（二千四年）７の規定に基づく措置の対象となることを決定する。

９　決議第千五百七十二号（二千四年）８(e)に規定する免除手続は、コートジボワール政府からの公式な要請及び制裁委員会による事前の承認に従い、コートジボワールの治安部門改革のプロセスを支援する武器及び関連物資、車両並びに技術訓練及び支援の提供にのみ適用されることを決定する。

10　特に次に該当すると認められ、決議第千五百七十二号（二千四年）９、11及び14の規定に従って委員会により指定される者に対し、対象を特定した措置を課す十分な用意があることを強調する。

(a)　特にワガドゥグ政治合意に規定する和平プロセスの実施を妨げることにより、コートジボワールにおける和平及び国民和解の過程に対する脅威であること。

(b)　ＵＮＯＣＩ、それを支援するフランス軍及び事務総長特別代表の行動を攻撃し又は妨害していること。

(c)　ＵＮＯＣＩ及びそれを支援するフランス軍の移動の自由に対する障害に責任を有すること。

(d)　コートジボワールにおいて行われた人権及び国際人道法の重大な違反に責任を有すること。

(e)　憎悪及び暴力を公然に扇動していること。

(f)　上記１の規定により課された措置に違反して行動していること。

11　選挙プロセス、特に独立選挙委員会及び関係するその他全ての関係者の行動、並びに議会選挙の結果発表及び認証を妨害する者に対し、制裁を課す用意があることを改めて表明する。

12　全ての関係国、特にこの地域の国に対し、委員会に全面的に協力することを要請し、また、委員会が必要と考える全ての更なる情報を要請する権限を与える。

13　決議第千七百二十七号（二千六年）７の規定に定める専門家グループの任務を二千十二年四月三十日まで延長することを決定し、事務総長に対し、同グループの活動を支援するため必要な措置をとることを要請する。

14　専門家グループに対し、決議第千五百七十二号（二千四年）７、９及び11の規定、決議第千六百四十三号（二千五年）６の規定及び決議第千九百七十五号（二千十一年）12の規定により課されている措置の履行につき、二千十一年十月十五日までに中間報告を、並びに任務の期間の終了の十五日前までに最終報告書及び勧告を、委員会を通じて安全保障理事会に提出することを要請する。

15　決議第千七百二十七号（二千六年）７(e)に規定される専門家グループの報告書は、適切な場合には、委員会が行い得る決議第千五百七十二号（二千四年）９及び11の規定に定める個人及び団体の追加指定に関連するいかなる情報及び勧告も含み得ることを決定し、また、監視メカニズムの方法の基準を明確にするための可能な措置について論じている21、22及び23の規定を含む最良の慣行及び方法に関する制裁についての一般的問題に関する非公式作業部会の報告書（Ｓ／二〇〇六／九九七）を更に想起する。

16　事務総長に対し、ＵＮＯＣＩが収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。

17　フランス政府に対しても、フランス軍が収集し、可能な場合には専門家グループにより再検討された、コートジボワールへの武器及び関連物資の供給に関する情報を、委員会を通じて、適切な場合には安全保障理事会に通報することを要請する。